

(2)－① 電気通信事業の登録・届出

1 主な業務内容

(1) 大規模な電気通信回線設備を設置する場合(※)：登録制

- ※ ① 端末系伝送路設備が一の市町村(特別区及び政令指定都市にあっては区)の区域を超える場合
- ② 中継系伝送路設備が一の都道府県の区域を超える場合

(2) 小規模な電気通信回線設備を設置する場合(※2)又は電気通信回線設備を設置しない場合：届出制

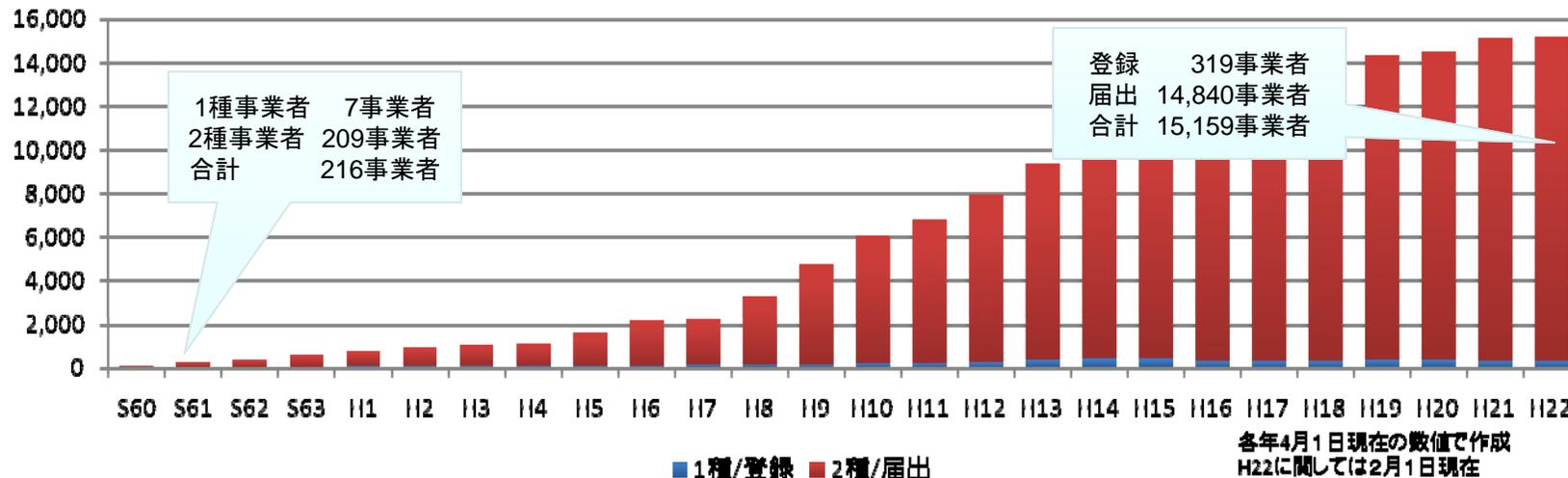
- ※2 上記(1)中①及び②の要件について、それぞれ区域を超えない場合

電気通信事業参入に係る登録については、設置する伝送路設備が地方局の管内を超えない場合は当該地方局で処理し、超える場合は本省で処理する。また、届出については、主たる事務所の所在地を管轄する地方局で処理する。

2 電気通信事業の現状

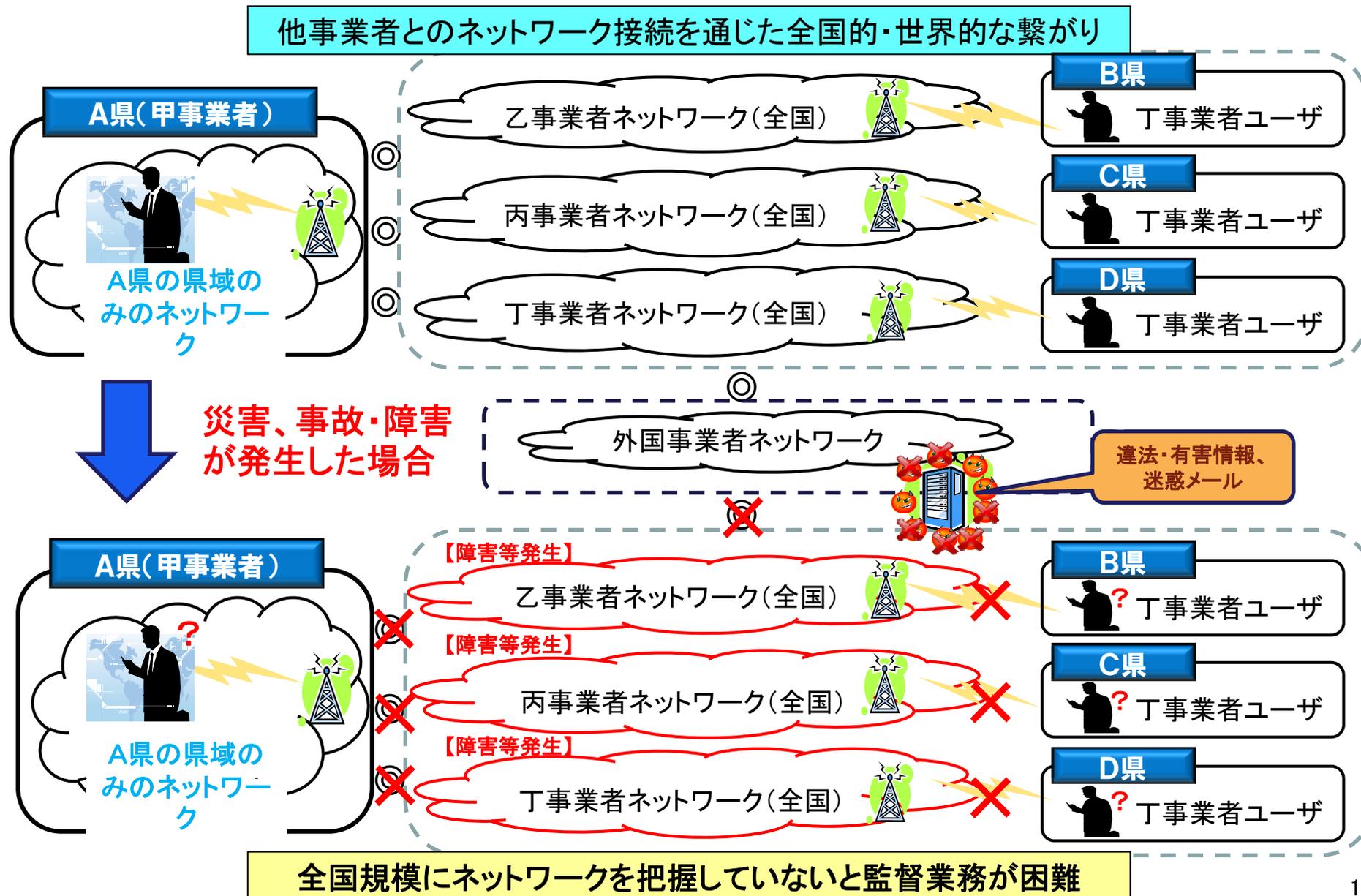
一の都道府県内にとどまった業務を行っていない電気通信事業者が多数

- ・ 平成22年2月1日時点で、約8割の事業者が全国レベルでサービスを提供



(2) - ② 電気通信事業の登録・届出

(参考) 電気通信事業のイメージ



(2)－③ 電気通信事業の登録・届出

3 国と地方の役割分担を変更した場合の課題

- 電気通信サービスは、事業者間接続を通じ全国的、国際的なつながりを有するものであり、県域といった地域概念にとらわれない性格を有する。
- 全国における関連法規の統一かつ公平な解釈・運用や、違法・有害情報対策における実効性のある取組を行う体制を確保するとともに、大規模化・広域化した事故・障害等に迅速に対応することが必要となる。
- 地方自治体が電気通信事業者となっている事例もあり、事業者(経営者)等と規制当局とが同一主体となる利益相反の問題が発生。 ※22府県、199市町村が電気通信事業を行っている。
- 「地域密着性の高い」登録事務など一部事務のみを地方移管した場合、国・地方の間に新たな二重行政を生じさせるおそれがある。

4 本省実施をすとしたときの課題(出先機関で実施せざるを得ない理由)

- 本省だけで電気通信事業の規律・監督業務を行うことは、全国各地域に所在する電気通信事業者等に多大な負担(相談来訪の都度、東京に来ていただくことになる等)を強いることになる。
- 事故・障害発生時の状況把握や再発防止策の実施状況の確認等は、現地で行う必要があり、本省からその都度職員を派遣するのは非効率。
- 伝送路の一部に無線を活用する事例もあり、無線部分を含め、審査を一体的に行うことが効率的であり、各地方自治体が施設の許可のみを切り離して行うことは非効率。

(3)－① 情報通信による地域振興

1 主な業務内容

- 最先端のICT(情報通信技術)の実用化に向けた実証実験・委託事業等の実施
- ICTの導入に係る標準仕様、公共情報サービスシステムに係る標準仕様(地域情報プラットフォーム)の策定
- ICT人材の育成・補完
- 複数の自治体等による広域連携の推進
- ICT利活用に関するセミナー・シンポジウム等の開催

2 情報通信による地域振興の現状

地域の安全・安心の確保、地域経済社会の活性化に資するICT利活用(※)を支援・促進し、地域の先進的な取組事例・ノウハウ等の全国展開を図っている。

※ ICTを利活用して、遠隔医療、児童・高齢者見守り、防災情報提供、テレワーク、地場産業振興、観光情報発信、交通・移動支援、生涯学習支援、住民交流等を実現。

<具体的施策>

- ・ユビキタスタウン構想推進事業(平成21年度)
- ・ICTふるさと元気事業(平成21年度)
- ・地域ICT利活用広域連携事業(平成22年度～)
- ・セミナー・シンポジウム開催(自治体への訪問を含む)
- ・地域情報プラットフォームの策定、PR、助言等(平成19年度～)

(3)－② 情報通信による地域振興

3 国と地方の役割分担を変更した場合の課題

次の(1)、(2)のとおり、内容に応じて本省で直接実施すること、又は自治体に委ねることを検討中。

(1) 国の役割

- ① 先進的技術の標準化・実用化に向けた実証実験等の実施及び公共情報サービスシステムやICT導入に係る標準仕様の策定
- ② 先進的技術の導入に係る相談・アドバイス等（ICT人材の育成・補完）
- ③ 複数の自治体等における広域連携の推進
- ④ ①～③及び情報通信に関する国の施策に係る周知広報・普及啓発

(2) 地方の役割

- ① 既にICT導入に取り組んでいる自治体を中心とした、汎用的技術の導入に係る相談・アドバイス等（ICT人材の育成・補完）
- ② ICT導入に消極的な自治体に対する先端的自治体からの周知広報・普及啓発
- ③ 国から入手したICT利活用に係る各種情報（標準仕様、支援政策等）の域内企業、団体等への伝達・啓発

(4) 研究開発

1 主な業務内容

- ICT分野の独創性・新規性に富む研究開発を民間等に委託する競争的資金制度(平成14年度より実施)
 - ① 地方自治体の研究機関や地方大学、地域の企業等からの提案受付
 - ② 委託契約業務(研究費の配分業務及び経理検査業務)

2 研究開発の現状

- 毎年300件程度の応募があり、50件程度の研究開発を新たに実施。

3 国と地方の役割分担を変更するとした場合の課題

- 本施策は、国が民間等に委託して実施するものであり、総合通信局が実施している事務は地域からの提案受付や委託契約などの庶務的業務である。これら庶務的業務を移管する場合、委託契約の主体が誰になるか等、業務遂行の課題が存在する。

4 本省実施をとするときの課題(出先機関で実施せざるを得ない理由)

- 本省で直接実施することを検討中。

(5) 信書便事業の監督

1 主な業務内容

平成15年4月施行の信書便法に基づき、次の2類型について許認可業務及び検査等の業務を実施

(1) 一般信書便事業

一般信書便役務(一定の大きさ・重量の信書を全国均一料金で原則3日以内に配達)を条件に全ての信書を取扱うサービス

(2) 特定信書便事業(次のいずれかのサービス)

①大型信書便サービス: 3辺合計が90cm超又は重量4kg超の信書便物を送達するサービス(例: 本庁・支庁間の巡回便)

②急送サービス: 3時間以内に信書便物を送達するサービス(例: バイク便等の急送便)

③高付加価値サービス: 料金が1,000円超の信書便物を送達するサービス(例: 配達記録、レタックス型)

2 信書便事業の現状

特定信書便事業につき317者が参入(平成22年4月末現在) 引受通数425万通、売上高35億円(平成20年度)

3 国と地方の役割分担を変更した場合の課題

- 広域的に事業を行う者による引受通数が多く、一連の広域情報流通ネットワーク(信書の引受・輸送・配達)を阻害
- 他事業者との協定等を通じた全国的・広域的な事業展開を阻害するおそれ
- 「地域密着性の高い」許認可など一部事務のみを地方移管した場合、国・地方間に新たな二重行政が生じるおそれ

→特定信書便事業者317者のうち全国又は複数都道府県を提供区域とする者は、約4割の124者(その引受通数258万通(全体の61%),売上高2,410百万円(全体の70%))

4 本省実施をすとしたときの課題(出先機関で実施せざるを得ない理由)

- 許認可申請や信書送達に関する各種相談は多く、全国各地から寄せられる
- 検査は現場(全国各地)へ赴き実施(事業の正確な実態把握のため)

⇒ 本省のみの対応では申請者等の負担増を招き、検査監督の迅速性・機動性を損なうおそれあり